

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公示する。

平成29年10月31日

支出負担行為担当官

福島労働局総務部長 金谷 雅也

1 工事概要

(1) 工事名 相双公共職業安定所レイアウト変更工事

(2) 工事場所 南相馬市原町区桜井町一丁目127番

(3) 工事内容

A 庁舎内についてレイアウト変更を行う。

① 所長室及び管理課を会議室として利用している部屋に移設する。

② 所長室をミーティングルームに変更する。

③ 休憩室入口建具にプッシュ式錠に変更する。

④ 職員通用口建具交換を交換する。

⑤ 現在、管理課として利用している部分を事務室として利用する。

⑥ ①及び②、⑤に伴い什器移設を行う。

⑦ ⑥に伴いシステム用電源配線及びLAN配線を移設する。

⑧ ⑥に伴い電話機を移設する。

B プレハブ車庫を会議室に改修する。

① 車庫シャッター及び引戸予定部分壁等を解体する。

② 基礎打設及び床新設を行う。

③ 開口部壁及び内壁、引戸、庇の新設を行う。

④ 既存サッシガラスをペアガラスに交換する。

⑤ コンセント及びエアコン、照明、電話機を新設する。

C カーポート及び物置を新設する。

(4) 工期 平成30年3月30日(金)まで

(5) 入札方法 入札金額は総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札により行う。

なお、電子入札により難しい場合ものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29、30年度厚生労働省一般競争参加資格者において「**建築一式**」又は「**内装仕上**」に係る「**C**」又は「**D**」等級に格付けされ、「**東北地域**」の競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと及び過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (7) 福島県内又は福島県の隣接県内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (8) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。(直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)
- (9) 労働保険料の申告書未提出による認定決定を受けていないこと。(直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)
- (10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③船員保険 ④国民年金
- (11) 平成19年4月以降、延床面積400㎡以上のRC造、SRC造又はS造建築物における改修工事の施工実績を有すること。
- (12) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ・1級又は2級建築士もしくは1級又は2級建築施工管理技士の資格を有する者。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階
福島労働局総務部総務課会計第二係 電話番号024-536-0077

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年10月31日(火)から平成29年11月20日(月)まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から17時15分まで。)
上記3(1)において配布する。

(3) 競争参加資格確認関係書類の提出期間、場所及び方法

平成29年11月1日(火)から平成29年11月10日(金)まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から17時15分まで。)

電子調達システムにより提出すること。ただし、上記3(1)に書面を持参し、又は郵送(配達記録が残るもの限る。)により提出することもできる。電送(ファクシミリ・メール)によるものは一切受け付けない。

(4) 入札書の提出期限及び場所

(日時) 平成29年11月28日(火) 10時00分。

(場所) 福島市霞町1-46 福島労働局 4階会議室

(5) 開札の日時及び場所

(日時) 平成29年11月28日(火) 10時10分～。

(場所) 福島市霞町1-46 福島労働局 4階会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行なう。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

会計法第29条の4第1項、予決令第77条第2号の規定により免除。

(3) 契約保証金

会計法第29条の9第1項、予決令第100条の3第3号の規定により免除。

(4) 入札の無効

①公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

②無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(6) 契約書作成の要否

契約書 要

(7) 詳細は入札説明書による。